

定 款

一般社団法人 日本コンGRES・コンベンション・ビューロー

一般社団法人日本コンGRES・コンベンション・ビューロー定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本コンGRES・コンベンション・ビューロー（以下「JCCB」という。）と称する。

(事務所)

第2条 JCCBは、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 JCCBは、国際コンベンションの誘致促進及びコンベンション従事者の人材育成等に関する事業を行い、コンベンションの振興のための施策を確立し、これを積極的に推進することにより、我が国全体のコンベンションの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 JCCBは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンベンションの誘致促進
- (2) 我が国コンベンションの広報宣伝
- (3) コンベンション関係の調査研究
- (4) コンベンション従事者の人材育成
- (5) コンベンション関係の情報収集等
- (6) その他本邦及び海外でのJCCBの目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 JCCBに次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体で、理事会が推薦したもの

- 2 前項の会員のうち、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 3 法人の会員は、団体のうちから代表者を指名して登録するものとする。ただし、代表者は、必ずしも団体の長である必要はない。
- 4 個人会員に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 J C C Bの会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第7条** J C C Bの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、正会員は、総会において定める額を会費として支払う義務を負う。
- 2 年度途中の入会であっても、会費は減額しないものとする。
 - 3 特別会員は会費の負担義務を負わないものとする。
 - 4 納められた会費は、返還しないものとする。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除 名)

- 第9条** 会員が次のいずれかに該当するにいたった時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) J C C Bの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

- 第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、失踪宣言を受け、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 1 2 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 1 3 条 総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 1 4 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 1 5 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 1 6 条 総会における議決権は、団体の正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 1 7 条 総会の決議は、総会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解 散

(5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 JCCBに、次の役員を置く。

(1)理 事 3名以上20名以内

(2)監 事 2名

- 2 前項の理事のうち1名を会長とする。
- 3 第1項の理事のうち3名以内を副会長とする。
- 4 第1項の理事のうち1名を事務局長とする。
- 5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第4項の事務局長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 6 第1項の理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の合計数)

第20条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 2 2 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、J C C Bを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 事務局長は、理事会において別に定めるところにより、J C C Bの業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、J C C Bの業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第 1 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 2 5 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報 酬)

第 2 6 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、業務上必要な経費は、これを補償することができる。

(取引の制限)

第 2 7 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする J C C B の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする J C C B との取引
 - (3) J C C B がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における J C C B とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 J C C B に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) J C C B の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び事務局長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び事務局長は、毎事業年度4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない。
- 4 理事は、自ら理事会に出席をしなければならない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 JCCBの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 JCCBの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

第35条 JCCBの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書

(5)損益対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿その他法令で定める帳簿及び書類を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第36条 JCCBは、剰余金の分配を行うことができない。

(特別会計)

第37条 JCCBは、事業の遂行上必要がある場合には、理事会の決議により特別

会計を設けることができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 JCCBは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第40条 JCCBが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 専門委員会等

(専門委員会等)

第41条 会長は、JCCBの事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局等)

第42条 事務局の組織、運営に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 JCCBの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑 則

(細 則)

第44条 この定款に定めるもののほか、JCCBの業務の運営上必要な細則は、理

事会の決議を経て、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、平成２３年１０月４日から施行する。
- 2 この定款は、平成２４年６月１２日から施行する。
- 3 この定款は、平成２９年６月１３日から施行する。
- 4 この定款は、令和３年６月２５日から施行する。

専門委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、JCCBの事業の円滑な推進を図るため、定款第41条の定めにより設置する専門委員会に関し、組織及び運営等の必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称)

第2条 JCCBに設置する専門委員会は、以下のとおりとする。

- (1) 企画委員会
- (2) I ME 実施アドバイザー委員会
- (3) 人材育成委員会

(審議事項)

第3条 企画委員会においては、次の事項を審議する。

- (1) JCCBの事業を具体化するための企画に関する事項
- (2) JCCBの目的を達成するための新たな事業の企画に関する事項
- (3) JCCBの組織・体制の改善に関する事項
- (4) コンベンション誘致を促進するためのJCCBの活動計画に関する事項
- (5) コンベンション振興のための調査・研究で他の委員会に属さない事項
- (6) 理事会にて審議または報告する事項で、事前の審議または報告が必要なもの。

2 I ME 実施アドバイザー委員会においては、次の事項を審議する。

- (1) 国際MICEエキスポ（I ME）の運営に関する事項
- (2) 国際MICEエキスポ（I ME）を通じてコンベンション誘致を促進するための方策に関する事項

3 人材育成委員会においては、次の事項を審議する

- (1) 人材育成を目的としたセミナー及び研修会の企画・開催に関する事項
- (2) セミナー及び研修を通して会員相互の交流を促進するための方策に関する事項

(定 数)

第4条 各委員会の委員の定数は、以下のとおりとする。

- (1) 企画委員会 20名以内
- (2) I ME 実施アドバイザー委員会 15名以内

(3)人材育成委員会

10名以内

(委員の選任)

第5条 各委員会の委員長及び副委員長は、理事会の同意を得て会長が指名する。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の報酬)

第7条 委員会の委員は、無給とする。ただし、業務上必要な経費は、これを補償することができる。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、定例委員会と臨時委員会とする。

2 定例委員会は、定期的に行う。

3 臨時委員会は、次の場合に開催する。

(1)会長又は委員長が必要と認めたとき

(2)委員の3分の1以上から開催を求められたとき

(代理出席)

第9条 委員会の委員がやむを得ない事情によって出席できない場合は、代理人の出席により決議できる。

(小委員会の設置)

第10条 各委員会の委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要と認められるときは、業務内容に応じ小委員会を設置することができる。

(部 会)

第11条 企画委員会の下に、以下の部会を置く。

(1)コンベンション・ビューロー部会

(2)コンベンション産業部会

2 部会の運営に関しては、企画委員会の定めるところによる。

事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、J C C Bの事業の円滑な推進を図るため、定款第42条の定めにより、組織及び運営等の必要な事項を定めるものとする

(設置場所)

第2条 事務局は、独立行政法人国際観光振興機構（J N T O）M I C Eプロモーション部内に置く。

(執 務)

第3条 事務局は、J C C Bの運営に関し次の事務を執行する。

- (1) 会議の設営
- (2) 財産管理
- (3) 会計処理
- (4) その他 J C C Bの運営に関し必要な事項

(組 織)

第4条 事務局には、事務局長及び事務局次長を置く。

- 2 事務局長は、理事会決議によって選定する。
- 3 事務局長が欠けたときは、事務局に事務局長代行を置くものとし、事務局長代行は、事務局長の職務を代行する。
- 4 事務局長代行は、理事会の承認を得て会長が任命する。
- 5 事務局次長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(報 酬)

第5条 事務局長及び事務局長代行、事務局次長は、無給とする。

個人会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、JCCB事業の円滑な推進を図るため、定款第5条に定める個人会員について、必要な事項を定めるものとする。

(種 別)

第2条 個人会員は、以下の通りとする。ただし、正会員団体に所属する者及び法人格を有してコンベンション運営等の業を営む者は、個人会員になることはできない。

(1) 正会員 JCCB事業に賛同し、コンベンションの推進に積極的に貢献する意欲のある者。通称として「JCCBフェロー」とする。

(2) 特別会員 JCCB事業に賛同し、理事会が推薦する者。通称として「JCCBシニア・フェロー」とする。

(資格の取得)

第3条 個人会員として入会を希望する者は定款第6条の定めにより理事会の推薦または承認を得なければならない。

2 個人正会員は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得る。

3 個人特別会員は、理事会の推薦に基づき所定の入会承諾書を提出する。

(権 利)

第4条 個人会員はJCCBが主催する以下の事業や会合等に参加することができる。但し、予め定められた参加費を支払うものとする。(特別会員においては参加費を免除する)

- ・総会（議決権を有しないものとする）
- ・コンベンション・ビューロー部会
- ・研修セミナー（各委員会や各部会が開催するものを含む）
- ・その他（国際MICEエキスポ、メールニュース配信等を含む）

(会 費)

第5条 個人会員は以下の通り定める会費を支払うものとする。

(1) 正会員 総会において定める。

(2) 特別会員 免除

(退 会)

第6条 個人会員は所定の退会届を提出することにより任意に退会することができる。